

答 申 第 4 7 号
(諮 問 第 4 3 号)
(諮 問 第 4 6 号)

平成 2 8 年 1 1 月 1 4 日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 安 富 潔

平成 2 7 年 1 2 月 2 4 日付け鎌深地第 3 4 6 号（諮問第 4 3 号）及
び平成 2 8 年 1 月 2 1 日付け鎌深地第 4 2 1 号（諮問第 4 6 号）で諮
問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書一部公開決定処分に対する異議申立てについて

1 審査会の結論

異議申立人による平成27年7月2日付け「平成26年度深沢地区土地区画整理事業推進支援業務(その2)委託に関する書面一式」及び同日付け「平成26年度深沢地区土地区画整理事業推進支援業務(その1)委託に関する書面一式」について、実施機関鎌倉市長が平成27年9月18日付け及び同年11月26日で行った行政文書一部公開決定処分について、非公開とした情報のうち、別表に掲げる情報は公開することが妥当である。

2 異議申立ての主張の要旨

(1) 本件異議申立ての経緯

本件異議申立ては、次のような経緯で行われた。

ア 行政文書公開請求書の提出

異議申立人は、平成27年7月2日付けで鎌倉市情報公開条例(平成13年9月28日条例第4号。以下「条例」という。)に基づき、実施機関鎌倉市長(以下「実施機関」という。)に対し「平成26年度深沢地区土地区画整理事業推進支援業務(その2)委託に関する書面一式」(以下「本件請求1」という。)及び「平成26年度深沢地区土地区画整理事業推進支援業務(その1)委託に関する書面一式」(以下「本件請求2」という。)について、2件の行政文書公開請求を行った。

イ 本件処分について

実施機関は、本件請求1に対し、平成27年9月18日付け鎌倉市指令深地第9号で、条例第6条第1号、同条第2号及び同条第3号該当により一部非公開とし行政文書一部公開決定処分(以下「本件処分1」という。)を行った。また、本件請求2に対し、同年11月26日付け鎌倉市指令深地第8号で、条例第6条第1号、同条第2号及び同条第3号該当により一部非公開とし行政文書一部公開決定処分(以下「本件処分2」という。)を行った。

ウ 異議申立書の提出

異議申立人は、本件処分1に対し、平成27年10月20日付けで、本件処分2に対し、同年12月18日付けで異議申立てを行った。

(2) 異議申立ての趣旨

異議申立てに係る処分を取り消すとの決定を求める。

(3) 異議申立ての理由要旨

異議申立人が、平成27年10月20日付け及び同年12月18日付けの異議申立書並びに平成28年1月28日付け及び同年3月1日付けの意見書で主張している異議申立ての理由は、次のように要約される。なお、異議申立人は口頭意見陳述を申し出なかったため、異議申立人の口頭意見陳述は実施していない。

ア 本件処分1に係る異議申立てについて

(ア) 委託会社に対し、深沢地区土地区画整理事業推進支援業務

(その2) 委託仕様書を基に、税金13,900,680円を、支払って作らせたものであり、市民は、知る権利がある。一部公開された大部分が黒塗りであり、また、未公開の75ページ分の公開を求める。

(イ) 実施機関が一部公開しているが、本件処分1では非公開としている。市民には、何を基準にして公開しているのか理解できない。また、公開しないことにより、行政が信頼を失い市民から不信を招くことになる。市施行、土地区画整理事業は、公正をきたすため一企業の権利者と進めるべきではない。土地区画整理審議会を設置し審議会にて公正に進めるべきである。

(ウ) 条例第6条第1号及び条例第6条第2号に該当する部分については非公開にすべきである。

イ 本件処分2に係る異議申立てについて

(ア) 深沢地区土地区画整理事業推進支援業務(その1)委託について、受託会社に対し、税金17,280,000円を支払い会議資料や会議記録(成果品)を作らせたものであり、市民は、知る権利がある。よって、個人情報に関する部分以外は、全て公開を求める。

(イ) 延長後の公開決定等を行う期間、平成27年8月31日が2ヶ月以上も遅れたのは、何故なのか理由を求めたい。

(ウ) 条例第1条に違反しており、また、条例第28条及び第29条が遵守されていない。

3 実施機関の行政文書一部公開決定理由説明要旨

平成28年1月21日付け及び同月2月19日付けで提出された行政文書一部公開決定理由説明書並びに同年9月12日実施の実施機関の口頭による決定理由説明を総合すると、実施機関が行政文書一部公開決定処分とした根拠は、次のとおりである。

(1) 本件処分1に係る対象文書の非公開について

ア 権利者の移転計画を含む工事展開計画、移転補償費、土地評価、換地設計に係る内容の一部は、氏名、住所、面積、評価指数など特定の個人を識別できるもの、又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第6条第1号に該当し、非公開とした。

イ 報告書における代表者印は法人の営業活動、事業損失補償費の算定に係る部分は法人の経理に関する情報であり、公開することにより法人の正当な利益を害するおそれがあることから、条例第6条第2号アに該当し、非公開とした。

また、平成26年度深沢地区土地区画整理事業推進支援業務（その2）委託の報告書において、民間事業者ヒアリングに係る箇所及び事業損失補償費の算定に係る部分は、その内容が法人の営業活動の計画・方針に関する情報であり、本市の要請を受けて公開しないことを条件に任意に提供されたものであることから、条例第6条第2号イに該当する。仮に公開した場合、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため非公開とした。

ウ 平成26年度深沢地区土地区画整理事業推進支援業務（その2）委託の報告書において、土地利用計画（案）の修正検討内容、事業スキームの見直しに係る検討内容、スケジュール、権利者の移転計画を含む工事展開計画、移転補償費、土地評価、換地計画及び換地設計に係る内容は、現在本市で審議、検討又は協議を進めている未成熟な情報である。仮に公開した場合、不正確な理解や誤解を与えることとなり、特に事業の利害関係人に混乱をきたすおそれがあるとともに、当該事業に係る庁内の審議等の場において取り交わされる自由かつ率直な意見交換を外部からの干渉、圧力等により不当に妨げられるおそれがある

る。よって、条例第6条第3号に該当し、非公開とした。

なお、第3号非公開情報のうち、土地利用計画（案）の修正検討内容に係る部分については土地利用計画（案）の修正が行われるまでの間、そして、権利者の換地に関する情報、換地の土地評価に関する情報、移転補償費に関する情報、事業費に関する情報及び事業計画に関する情報については、土地区画整理事業においては事業認可及び仮換地指定までは公表しない情報であるため、それぞれの認可及び指定がされるまでの間に限り非公開としている。

(2) 本件処分2に係る対象文書の非公開について

ア 個人名、経歴、印影、土地利用に係る意向や資産の内容、権利者応対の記録などは、特定の個人を識別できるもの、又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第6条第1号に該当し、非公開とした。

イ 工事に関する法人の図面、法人の事業活動に関する方針及び代表者印は、法人の生産技術または営業活動に関する情報であり、法人の正当な利益を害するおそれがあることから、条例第6条第2号に該当し、非公開とした。

ウ 土地利用の検討に関する図面及び検討内容は、未成熟な情報であり、公開することにより不正確な理解や誤解を与え混乱を招くおそれがあるとともに、今後の協議の場において自由かつ率直な意見交換を妨げるおそれがあることから、条例第6条第3号に該当し、非公開とした。

4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の異議申立書、意見書及び実施機関からの決定理由説明聴取に基づき、次のように判断した。

(1) 審議の併合について

本件処分1及び本件処分2については、異議申立人が同一人であること、また、いずれも深沢地区土地区画整理事業推進支援業務委託に関するものであることから、これらを併合して審議をすることとした。

(2) 本件対象文書について

ア 本件請求1について

本件請求 1 の対象文書は、深沢地域整備事業の整備手法としていた民間活用の導入による市施行について、建設工事費、労務単価等の物価上昇等の建設市場の構造変化等により、その実現が不透明になったことから、再度、事業スキームについて再構築を行うこと、また、平成 22 年 9 月に策定した土地利用計画（案）の精査や実現性の検証を行うこと、併せて、深沢地域整備事業に係る事業費削減方策の検討等を目的として業務を委託した「平成 26 年度深沢地区土地区画整理事業推進支援業務（その 2）委託」に関する行政文書である。

実施機関は、本件請求 1 に対し、当該委託事業の契約関連文書及び平成 26 年度深沢地区土地区画整理事業推進支援業務（その 2）委託報告書を対象文書として特定した。

イ 本件請求 2 について

本件請求 2 の対象文書は、深沢地区土地区画整理事業の推進にあたり、本事業の円滑な推進に資するために必要となる、換地、補償等に係る権利者調整、関係機関協議等における専門家による技術支援を目的として業務を委託した「平成 26 年度深沢地区土地区画整理事業推進支援業務（その 1）委託」に関する行政文書である。

実施機関は、本件請求 2 に対し、当該委託事業の契約関連文書及び平成 26 年度深沢地区土地区画整理事業推進支援業務（その 1）委託成果品を対象文書として特定した。

ウ そこで、上記本件対象文書について条例第 6 条第 1 号、第 2 号及び第 3 号に該当するとして非公開とした実施機関の処分について、以下、検討する。

(3) 条例第 6 条第 1 号該当性について

ア 条例第 6 条第 1 号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益を害するお

それがあるもの」を非公開情報として規定している。

イ 当審査会が本件対象文書をインカメラで見分したところ、実施機関が条例第6条第1号として非公開とした情報は、本件処分1では技術者名簿に記載された氏名、役職、性別や、経歴書に記載された住所、年齢、学歴、経歴等、ヒアリング用紙に掲載された対応者名などであった。本件処分2では本件処分1に記載のあった内容に加え、写真、印影及び土地所有者の所有する土地に係る情報が含まれていた。これらの情報は特定の個人を識別することができる情報と認められることから、条例第6条第1号に該当するとの実施機関の判断は妥当である。

ただし、別表に示す部分については条例第6条第1号に定める特定の個人を識別することができるもの又は個人の権利利益を害するおそれがあるものとは認められないことから、公開すべきである。

(4) 条例第6条第2号ア該当性について

ア 条例第6条第2号アは、「法人その他の団体（中略）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、（中略）公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を非公開情報として規定している。

イ 当審査会が本件対象文書をインカメラで見分したところ、本件処分1においては代表者印、口座情報、モノレール駅舎の図面及び事業損失補償費の算定表、本件処分2では代表者印、口座情報、湘南モノレール湘南深沢駅の将来計画及び埋設管図並びに工事の図面が記載されていることが確認できた。

代表者印は公開することによりそれが偽造され悪用されることも考えられること、また、口座情報においても、当該口座の預金残高や入出金状況の割り出しや、不正引出しが行われることが考えられるなど、悪用されることが考えられ、当該法人の権利利益を害するおそれが認められる。

また、モノレール駅舎等の図面及び湘南深沢駅の将来計画については、当該法人の生産技術並びに営業活動に関する情報に該当し、モノレール駅舎の図面、埋設管図及び工事の図面は建築土木その他の工事等に係る技術上のノウハウ等に関する情報

が含まれているところ、公表することにより他社が入手し模倣するなど設計者の競争上の地位を害するおそれが認められる。さらに、事業損失補償費の算定表及び将来の改修等の方針に関する情報は、法人の営業戦略の情報であり、仮に公開されると経営方針の一端が明らかとなり、今後の事業展開が察知されるなど法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれると認められる。以上により条例第6条第2号アに該当するとの実施機関の判断は妥当である。

(5) 条例第6条第2号イ該当性について

ア 条例第6条第2号イは、「実施機関の要請を受けて、公開しないことを条件に任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公開しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの」を非公開情報として規定している。

イ 実施機関が、本件対象文書のうち、本件請求1に係る民間事業者ヒアリングに関する文書は当市からの要請により公開しないことを条件に任意に提供された情報であると主張する。

ウ 当該民間事業者ヒアリングは、深沢地区土地区画整理事業において、PFIや包括委託方式等の手法が成立しうるかどうかや、それぞれの事業について各社からの意見を聴取するために行われたものであり、ゼネコン、デベロッパー、ハウスメーカー及び商業事業者の分類でそれぞれ複数社からのヒアリングを実施している。また、看護系大学ヒアリングについても同様に、立地需要の有無について複数の大学に対してヒアリングを実施している。このヒアリングの結果は、深沢地区土地区画整理事業に対しての各社の考え方、方向性等を示したものであり、どのような条件であれば事業に参入するといった各社の営業活動に関する情報が含まれている。

このような情報は公開されると経営方針の一端が明らかとなり、今後の事業展開が察知されるなど法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれるおそれがあるところ、公開を前提とした場合、事業者が自社の不利益になりうるヒアリングに協力することは考えづらく、当該民間事業者ヒアリングを行うことは

困難だったと想定される。このことから、実施機関が公開しないことを条件に任意に提供された情報であるとする主張には理由がある。よって条例第6条第2号イに該当するとの実施機関の判断は妥当である。

(6) 条例第6条第3号該当性について

ア 条例第6条第3号は、「実施機関並びに国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」を非公開情報として規定している。

イ 実施機関は本件対象文書のうち、本件処分1については土地利用計画（案）の修正検討内容、事業スキームの見直しに係る検討内容及びスケジュール、権利者の移転計画を含む工事展開計画、移転補償補費、土地評価、換地設計等が、本件処分2については土地利用の検討に関する図面及び検討内容が条例第6条第3号に該当すると主張する。

ウ 当審査会が本件対象文書をインカメラで見分したところ、実施機関が主張するとおり土地利用の検討に関する図面及び検討内容、事業スキームの見直しに係る検討内容、及びスケジュール、工事展開計画、移転補償費、土地評価、換地設計等に加え、施工方法についての内容が認められた。また、実施機関がページごと非公開として公開文書から除いた部分についても、本件処分1については先述のモノレール駅舎の図面を除き全て、また、本件処分2については、決定書に記載のある「会議記録（平成26年5月30日）の次ページから、8ページ分」及び「会議記録（平成27年1月28日）の次ページから、10ページ分」が先述した第6条第2号アに該当する埋設管図及び工事図面、それ以降の「成果品（権利者対応記録資料）」が第6条第1号に該当するところ、それ以外の全ては実施機関が第6条第3号に該当すると主張する文書であると確認できた。

エ 実施機関は、本件対象文書が条例第6条第3号に該当する理

由として、当該情報は検討段階の情報であり、現在市で審議、検討又は協議を進めている未成熟な情報であり、仮に公開することになると不正確な理解や誤解を与えることとなり、特に事業の利害関係人に混乱をきたすおそれがあるとともに、当該事業に係る庁内の審議等の場において取り交わされる自由かつ率直な意見交換を外部からの干渉、圧力等により不当に妨げられると主張する。

オ 土地利用計画（案）については、平成22年度に策定され、現在も鎌倉市ホームページ等で公表されている。この土地利用計画（案）の修正検討内容について、検討中のものを公開することにより、既に公表した土地計画利用計画（案）とは異なる内容の計画が公になり、かつ、今後審議が終了し次第新たな土地計画利用計画（案）公表を行う予定であるところ、検討中の内容は審議後の内容とくいちがうことも想定される。このことから、実施機関が不正確な理解や誤解を与えることとなり、混乱をもたらすおそれがあるという主張には理由がある。

カ 事業スキームの見直しに係る検討内容やスケジュール、権利者の移転計画を含む工事展開計画、移設補償費、土地評価、換地設計等の情報についても、一般に事業の認可及び換地指定完了をもって公開される情報と解されるどころ、当該事業は本件請求時点において認可が行われていたものではなく、検討段階の状態であることは明らかである。

上記の情報は深沢地域整備事業の具体的な進行方針や根拠となる図表を含むところ、工事費内訳や移設補償費といった事業費に係る内容や事業区域の利用方法や範囲設定、事業関係者の権利に係る内容等多岐にわたる。これらの情報は、本件処分1では事業の整備方針の整理等を行うため、様々な条件で検討を行った際に作成されたものであり、本件処分2では事業の円滑な推進に資するために、必要となる権利者調整等及び事業計画認可並びに土地区画整理審議会設置準備等への、専門家による技術支援を目的とした業務において作成されたものである。これらの未成熟な情報が既に公表されている情報や、説明会等において地権者等の利害関係人に伝わっている情報と必ずしも一致するとは言えず、公開することにより主に事業の利害関係人

に対して必要のない混乱を招くおそれがあること、また、公開することにより当該事業に係る庁内の審議等の場において取り交わされる自由かつ率直な意見交換を外部からの干渉、圧力等により不当に妨げられるおそれがあるとする実施機関の主張は妥当であり、条例第6条第3号に該当する。

ただし、別表に示す部分については、公開したとしても条例第6条第3号に定めるおそれがあるとは認められないことから、公開すべきである。なお、本件処分1の請求対象文書の一部である「土地評価基準（案）」に含まれる文書については、図表の表題については第6条第3号に定めるおそれがあるとは認められないところ、該当する項数が著しく多く、かつ既に公開されている文書「報告書 3-8」において対象文書が明記されていることから除外するものである。

(7) 本件処分2に係る事務手続きについて

ア 条例第11条において、公開決定等の期限を「公開請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。」と定められているところ、本件請求2に係る決定において、実施機関は請求があった平成27年7月2日の8日後の7月10日に、同条第2項に定める「前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を45日以内に限り延長することができる。」との規定に基づき、異議申立人に対し行政文書公開決定等期間延長通知書を送付した。その際に、決定期間を同年8月31日まで延長したが、実際に本件処分2を行った日付は平成27年11月26日であった。

イ 実施機関は延長した決定等の期限に間に合わなかった理由として、本件請求対象である「平成26年度深沢地区土地区画整理事業推進支援業務（その1）委託」は事業区域内の権利者と直接面談等を行うなど権利者の個人情報も多く取り扱う業務であり、請求に係る文書約700枚の公開、非公開の精査、特に個人情報の有無の精査に多大な時間を要したためと主張している。

ウ しかしながら、本来このような場合においては、条例第12条において「公開請求に係る行政文書が著しく大量であるため、

公開請求があった日から起算して60日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務又は事業の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に公開決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。(省略)」との規定があることから、実施機関は同条に基づいた手続きを行うべきであるにも関わらず、第12条の規定を履践せずに行った手続きは条例に反していると言わざるを得ない。実施機関においては、今後、開示請求に対する決定にあたっては、迅速かつ的確な対応を望むものである。

以上により「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別表)

公開すべき情報

記載例

該当資料名称		
該当頁	該当部分	非公開とした根拠

【本件請求 1 (諮問第 4 3 号)】

報告書		
1 - 3 8	図面表題、方位記号及び凡例	第 6 条第 3 号
2 - 3	図面表題、1 行目及び凡例	第 6 条第 3 号
2 - 2 4	表題「(3) 交通広場の検討」	第 6 条第 3 号
2 - 2 6	図表表題	第 6 条第 3 号
2 - 2 7 から 2 - 2 9	図面表題、方位記号及び凡例	第 6 条第 3 号
2 - 3 6	図面表題及び方位記号	第 6 条第 3 号
2 - 3 8	図面表題、方位記号及び凡例	第 6 条第 3 号
2 - 3 9	図表表題	第 6 条第 3 号
2 - 4 0 から 2 - 4 9	図面表題のうち「工事費内訳表」	第 6 条第 3 号
2 - 5 4 から 2 - 5 6	図面表題及び方位記号	第 6 条第 3 号
2 - 5 7 から 2 - 5 9	図面表題、方位記号及び凡例	第 6 条第 3 号
2 - 6 3	図面表題、方位記号、凡例及び表「□隅切り長の標準値」	第 6 条第 3 号
2 - 6 5	図表表題及び図表項目名	第 6 条第 3 号
2 - 6 6	表題「1. 公共施設整備費」	第 6 条第 3 号
2 - 6 8	表題「2. 移転移設費」	第 6 条第 3 号
2 - 6 9	表題「3. 法第 2 条 2 項費」	第 6 条第 3 号
2 - 7 2	表題「4. 宅地整地費」	第 6 条第 3 号
2 - 7 3	表題「5. 工事雑費」	第 6 条第 3 号
2 - 7 4 及び 2 - 7 5	表題「6. 調査設計費」	第 6 条第 3 号

2-76	表題「7. 事業損失補償」	第6条第3号
3-2	図面表題	第6条第3号
3-3	図面表題、1行目及び凡例	第6条第3号
報告書添付資料 土地評価基準（案）		
表紙	全て	第6条第3号
報告書		
3-9	表題	第6条第3号

【本件請求2（諮問第46号）】

実施機関が本件処分2の行政文書一部公開決定通知書「公開しない部分の概要及び理由」のうち、「非公開部分がページ単位となる箇所」として公開文書から除いた部分のうち、以下の箇所

「成果品（作成資料・会議資料）」のうち■土地利用関連検討資料・土地利用計画の変更についての次ページから、27ページ分		
1から6及び8から20ページ	図面表題	第6条第3号
21から27ページ	図面表題、方位記号及び凡例	第6条第3号
「成果品（権利者対応記録資料）」のうち（4）権利者情報・様式第1号権利者名簿【公共団体の部】の次ページから、70ページ分		
69ページ	図面表題及び凡例	第6条第1号

備考 行数は、表題を除き文字が記載された行を上から数えた

(別紙)

処 理 経 過 (諮問第 4 3 号)

年 月 日	内 容
2 7 / 7 / 2	行政文書公開請求書が提出される
7 / 1 0	行政文書公開決定等期間延長通知書送付
9 / 1 8	行政文書一部公開決定通知書送付
1 0 / 2 0	異議申立書が提出される (担当課: 深沢地域整備課)
1 2 / 2 4	審査会に対し諮問
1 2 / 2 5	実施機関に対し、行政文書一部公開決定理由説明書の提出要請
2 8 / 1 / 2 5	行政文書一部公開決定理由説明書を受理
1 / 2 6	異議申立人に対し、行政文書一部公開決定理由説明書の写しを送付及び意見書の提出要請
1 / 2 8	異議申立人から意見書を受理
1 / 2 8	実施機関に意見書(写)送付
9 / 1 2	第 8 0 回 審査会で審議(実施機関からの口頭による決定理由説明)
1 0 / 1 7	第 8 1 回 審査会で審議
1 1 / 1 4	第 8 2 回 審査会で審議
1 1 / 1 4	答申(第 4 7 号)

処 理 経 過（諮問第46号）

年 月 日	内 容
27 / 7 / 2	行政文書公開請求書が提出される
7 / 10	行政文書公開決定等期間延長通知書送付
11 / 26	行政文書一部公開決定通知書送付
12 / 18	異議申立書が提出される（担当課：深沢地域整備課）
28 / 1 / 21	審査会に対し諮問
1 / 25	実施機関に対し、行政文書一部公開決定理由説明書の提出要請
2 / 19	行政文書一部公開決定理由説明書を受理
2 / 22	異議申立人に対し、行政文書一部公開決定理由説明書の写しを送付及び意見書の提出要請
3 / 1	異議申立人から意見書を受理
3 / 1	実施機関に意見書（写）送付
9 / 12	第80回審査会で審議（実施機関からの口頭による決定理由説明）
10 / 17	第81回審査会で審議
11 / 14	第82回審査会で審議
11 / 14	答申（第47号）